

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年3月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋谷 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	今井 高信	2番	高木 正己
----	-------	----	-------

議長 それでは、事務局、議案の一覧表に基づきまして、一括上程をしたいと思います。第7号議案から第9号議案まで上程いたします。それでは事務局より議案のお願いをいたします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第7号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

① 今回の申請地については、以前に同団体から令和3年1月29日に犬山市農業振興地域整備推進協議会へ農用地利用計画除外申出があり、取り下げが行われた経緯があります。その際は、設立資金として国及び愛知県の補助金を受ける予定であったものが、補助金の対象事業から外れてしまったために除外申出の取下げをされました。

今回、融資の計画を変更して、再度の農地利用計画除外申出が行われ、令和4年11月1日に除外が行われ、農地転用の申請となりました。今回の申請にあたっては、独立行政法人福祉医療機構より1億2千百万円の融資を受けて設立予定であり、借入申込の受理票が添付されています。

申請者は、申請地付近には自立訓練事業所がない地域であること。[] から距離が近いことから、この土地を選定しました。

地図資料の4ページをご覧ください。申請地の周囲にはコンクリートブロック等を設置して土砂の流出を防ぎます。雨水は駐車場による表面貯留及び宅内側溝を通して既設側溝へ排出します。汚水は污水管を通して北西側の公共下水道へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑨番、エー

(ア) - a - (a)。水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設が存する区域にある農

地で、第3種農地に該当し、許可基準は裏面右側㊸番エー
(イ)、許可することができるに該当します。

続いて議案書の3ページをご覧ください。第8号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。4ページをご覧ください。今月の案件は、23件です。1番から12番が城東地区、13番から17番が羽黒地区、18番が池野地区、19番から23番が楽田地区の案件となります。全て相対での利用権設定となります。

なお今回、犬山市で初めて利用権を設定する者が3名あり、それぞれ面談を行っています。

番号1番および2番の■■■■氏は3月13日に、吉原委員、小澤委員、奥村推進委員と事務局で面談を行いました。農業経験は15年程度で、水稻、モモ、クリなどの経験があり、耕運機やトラクター、田植え機、バインダー、防除機、農業用自動車などをもっており、在所である■■■■に置いてあるとのことで、農業技術や農機械などを十分に有しているの見込まれます。

番号10番の■■■■氏は、3月10日に日比野委員、吉田推進委員、小幡推進委員と事務局で面談を行いました。農業経験は1年程度で■■■■とのつながりがあり手伝いなどをしていました。夏野菜を作る予定で、草刈り機や、小型の耕運機を持っており、種蒔き機も借りることができるとのことです。オーガニックビレッジの指導を受けながら耕作し、手伝ってくれる人もおり、十分に耕作をしていく能力を有している見込まれます。

番号23番の■■■■氏は、3月14日に松山会長、伊藤委員、石田推進委員、杉本委員と事務局で面談を行いました。申請者の住所は■■■■にありますが、■■■■出身で犬山市に同級生が多くおり、年間250日くらい犬山で農業をしています。同級生から中古のトラクター、耕運機を譲り受け、昨年1年間、栽培に関することを勉強し、ミカン、モモ、ブドウを

栽培する予定をしています。犬山市のモモサポーターにも申し込みをしており意欲も大きく、耕作をしていく能力を有していると見込まれます。

続いて議案書12ページをご覧ください。第9号議案、犬山市農地利用最適化推進委員の選考等に関する規則の一部改正についてです。

【議案説明】

この改正は、市が使用する各種申請書等の様式中の「犬山市長様」の表記について、二重敬称となっているため、犬山市全体でこれを解消するため、市の様式から敬称の「様」を削除することとしたものです。14ページ目から19ページ目までに改正後の様式を掲載しております。

なお、農業委員の選考についての様式についても同様の変更がありますが、こちらは、「犬山市長様」となっているため、犬山市の方で改正を行っています。以上です。

議長

ただいま事務局から第7号議案から第9号議案までの説明がありました。これにつきまして、何かご質問、ご意見がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、伊藤委員どうぞ。

伊藤委員

最初の7号議案の1番、これ3回目だと思うんだけど。変なことを言うかもしれませんがこれってもう建つの？いついつから建設するとかそういうのが分かる？

事務局

はい、伊藤委員の質問にお答えします。申請書の方に記載されていて、すいません議案の方にはちょっと記載していないのですが、着工が令和5年5月1日から予定になっており令和5年10月31日まで工事を行い、令和5年の11月1日から施設操業開始という予定になっております。

伊藤委員

今後こういう事案がまた出てくると思うんだね。要するに、補助金を当てにしてさ、申請して補助金が出るからやめた。また代表者が変わって、またやめた。そういうことが今後こういう施設については出てくると思うんで、やっぱりそのたびに、推進委員とか農業委員が確認せなあかんので、たまたま僕は近くでいつも目にしとるところでいいんですが、そういったことを考えるとやっぱり今後はその、本当にきちっと決まってから、補助金が出るのが、確実に決まってからやっぱり、譲渡してもらおう。そういうことをやらないと。なかなかちょっと、別の場所だと2回も3回も見に行かなあかんということもあるんで、後はそういったことに、やっぱり本当にやるんですか、できるんですかということを確認してからやってもらいたいなど。我々から見ると、本当にそうやる気あるんかなっていう。そういうことを思ってくるわね。だからやっぱりそこら辺はきちっと、確定してから、そういうもんを出してもらおう。今後はやっぱりそういったところにちょっと気つけてもらいたいなと思います。以上です。

事務局

ご意見をありがとうございます。申請時にやはりきちんと確認を取って、計画はきちんと作られてるかということ、確認の上で受け付けたいと思います。今回の申請についても、貸付の福祉医療機構というところ、受付の方を確認しまして、最終審査はするんですけれども通常ここまで受け付けをしていると資金の貸し付けはスムーズに進むだろうということまで確認は取れております。以上です。

議長

伊藤委員今のお話でよろしかったでしょうか、はい。もしましたら他にご意見、ご質問がございましたら。承りたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは他にご質問だとかご意見もないようでございますので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

午後 2 時 2 5 分 地区審議

午後 2 時 4 0 分 開議

議長 それでは再開をさせていただきます。先ほどの伊藤委員のご質問の件について、ちょっと補足説明を事務局の方がしたいということでございますので、まずそれをしていただいてから、審議結果の発表の方お願いしたいと思います。

事務局 先ほどの伊藤委員の質問のことで補足です。第 7 号議案になりますので 2 ページの案件です。先ほど補助金を申請してそれが駄目になったら、また申請取り下げてやめるっていうようなことがあるとやっぱりよくないというお話をいただきまして、事務局の方でもやはり良くないということなので、本人等にも確認をしまして、今回に関しては、補助金が出る出ないにかかわらず、出かった場合でも自己資金で、やりますということを本人から確認をとっておりますので資金面で補助金が駄目になっても、本人のお金を自己資金投入してやりますというところまで、確認はしておりますので補足として説明させていただきます。

議長 それでは、再開の方をさせていただきます。第 7 号議案でございます。農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定について、意見の決定を求めます。

1 番について、楽田地区お願いいたします。

伊藤委員 今の説明で、自己資金でもやるということなんであれなんです、たまたま僕も見てまして、今、看護師とか保育士とかを募集してるんですね、ここは法律でさ、定めるその人数はクリアできれば、オッケーなんだろうけど、クリアできない場合はまた、取り下げということも心配してるんで、自己資金でやるというんであれば、これは OK いたします。

議長 　　ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。ここで全委員さんにお諮りをしたいと思います。

　　第7号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 　　それでは本議案7号議案について、可と決定いたしました。続いて第8号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、意見の決定を求めます。

　　1番から12番につきまして、城東地区お願いいたします。

小澤委員 　　3番、小澤です。地区審議の結果、1番から12番について可とします。

議長 　　13番から17番につきまして、羽黒地区お願いいたします。

吉野委員 　　吉野幹雄です。整理番号13番から17番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長 　　18番につきまして、池野地区お願いいたします。

澤野委員 　　6番澤野です。18番につきまして地区審議の結果、可といたします。

議長 　　19番から23番について楽田地区お願いいたします。

伊藤委員 　　審議の結果19番から23番。可といたしますが、22番、23番については、最初に説明があったように、面接を行いましたので、これ住所を見てもらうとわかるんですが、日進の方

から通いでやるということなんで若干その心配なところもあるんですが、この2反という広さの畑を夫婦2人でやるとこういうことなんで、若干そういった点では心配なところがあるんですが、本人のやる気、またそういった意見を尊重しまして、可といたします。

議長

ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表がありました。ここで全委員さんの皆さんにお諮りいたします。

第8号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは第8号議案につきまして、可と決定いたしました。続きまして第9号議案、犬山市農用地最適化推進委員の選考等に関する規則の一部改正について承認を求めます。

ここで全員さんにお諮りをいたします。第9号議案、別紙申請事項について、承認してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告いたします。議案書の20ページをご覧ください。報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は2件です。報告は以上です。

議長

ただいま報告がございました2件について何かご質問、等ございましたらお受けしたいと思います。そうしましたら何もないようでございますので、報告は終了をさせていただきます。

す。これで本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。これをもって3月の総会の会議は終わらせていただきます。